

公安委員会が指定した自動車教習所の生徒の教育練習の用に供する自動車に対する自動車税の減免について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条第 1 項の規定により公安委員会が指定した自動車教習所の生徒の教育練習の用に供する自動車については、申請により自動車税が減免になる制度があります。

1 減免の対象となる自動車

特種用途車（いわゆる「8 ナンバーの自動車」）のうち、自動車検査証に「教習車」又は「教習補助車」と記載のあるものは、減免の対象となります。

※ リース車であっても減免の対象となります。この場合、申請者はリース会社（納税義務者）となります。

2 減免申請の手続き

【申請先】自動車税を課税した県税・総務事務所

※ 新規登録車については、自動車税申告書（報告書）提出時に、宮崎県税・総務事務所課税第三課にて申請してください。

＜宮崎県税・総務事務所課税第三課＞

所 在 地：〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾 2735-6

電話番号：（0985）51-4269

【申請期限】当該年度の自動車税の納期限の日まで

※ 新規登録車については、自動車税申告書（報告書）提出時のみ減免申請を受け付けています。

※ 申請期限後の申請は受け付けることができません。

【申請に必要な書類】

①自動車税減免申請書＜様式第 196 号の 2 の 3（その 3）＞

各県税・総務事務所に備え付けております。

また、宮崎県庁ホームページからダウンロードもできます。

②自動車検査証（車検証）

③納税通知書（既に届いている場合）

3 減免額

減免が承認された場合、当該自動車税の税額の全部を減免します。

4 減免が承認された方へ

減免が承認された年度の翌年度以降については、毎年 2 月頃に自動車税を課税した県税・総務事務所が送付する書面（調査票）により使用状況の確認を行います。

ご回答いただいた調査票に基づき減免要件との照合を行い、審査の結果承認となった場合は、次年度においても継続して減免が適用されます。

なお、回答期限までに回答されなかった場合や、回答された自動車の使用状況によっては、減免の継続はできません。

《 続 く 》

5 自動車税の減免に関するお問い合わせ先

宮崎県税・総務事務所	電話：（０９８５）２６－７６０５
日南県税・総務事務所	電話：（０９８７）２３－７１３６
都城県税・総務事務所	電話：（０９８６）２３－４５１７
小林県税・総務事務所	電話：（０９８４）２３－３１９４
高鍋県税・総務事務所	電話：（０９８３）２３－０２１３
日向県税・総務事務所	電話：（０９８２）５２－４１４７
延岡県税・総務事務所	電話：（０９８２）３５－１８１３

宮 崎 県
